

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div>＊北海道公報</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  | 発行 北海道<br>(総務部法制文書課)<br>電話 011-231-4111<br>(内線 22-264)<br>FAX 011-232-1385<br>印刷 富士プリント(株) |
| 目次                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  | ページ                                                                                        |
| 道企業管理規程                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |                                                                                            |
| ○北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  | 1                                                                                          |
| ○北海道企業職員退職手当規程の一部を改正する規程                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  | 6                                                                                          |
| ○北海道企業局組織規程の一部を改正する規程                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  | 10                                                                                         |
| 道企業管理規程                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |                                                                                            |
| 北海道企業管理規程第3号                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                                                                                            |
| 北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |                                                                                            |
| 平成18年3月31日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |                                                                                            |
| 北海道公営企業管理者 梶本孝博                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |                                                                                            |
| 北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |                                                                                            |
| 北海道企業職員給与規程（昭和42年北海道企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |                                                                                            |
| 第9条の2の見出しを「（地域手当）」に改め、同条第1項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第3項中「当該職員には」を「異動等の円滑を図るため、当該職員には」に、「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第4項中「調整手当」を「地域手当」に改める。                                                                                                                                                                                               |  |                                                                                            |
| 第11条を次のように改める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |                                                                                            |
| 第11条 特殊勤務手当の種類は、危険作業手当とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |                                                                                            |
| 第14条を次のように改める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |                                                                                            |
| 第14条 削除                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |                                                                                            |
| 第14条の2を削る。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |                                                                                            |
| 第15条中「危険作業手当又は用地取得等業務手当」を「危険作業手当」に改め、「発電管理事務所等業務手当実績簿（別記第8号様式）又は用地取得等業務手当支給実績簿（別記第3号様式）」を削る。                                                                                                                                                                                                                              |  |                                                                                            |
| 第22条第1項中「調整手当」を「地域手当」に、「調整手当」を「（地域手当）」に改め、同条第2項中「調整手当」を「地域手当」に改め、「発電所等業務手当」を削る。                                                                                                                                                                                                                                           |  |                                                                                            |
| 第24条第3項中「得た額に」を「得た額（職員でその職務の級が7級以上であるもの（この職員のうち、管理者が定める職員を除く。第24条の4において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額）に」改め、同条第4項中「とする」を「と」、「100分の120」とあるのは「100分の65」とする」に改め、同条第5項中「前項」を「第3項」に改め、同条第6項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第7項中「4級」を「3級」に、「調整手当」を「地域手当」に、「職務の級が9級、10級又は11級の職員」を「職務の級が7級以上の職員」に改める。 |  |                                                                                            |
| 第24条の4第3項第1号中「調整手当」を「地域手当」に、「100分の75」を「100分の72.5（特定幹部職員にあっては、100分の92.5）」に改め、同項第2号中「100分の35」の次に「（特定幹部職員にあっては、100分の45）」を、「100分の40」の次に「（特定幹部職員にあっては、100分の50）」を加え、同条第4項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第11項を次のように改める。                                                                                                                     |  |                                                                                            |
| 11 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。                                                                                                                                                                                                   |  |                                                                                            |
| (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の86以上100分の145以下（特定幹部職員にあっては、100分の111以上100分の185以下）                                                                                                                                                                                                                                                    |  |                                                                                            |
| (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の78.5以上100分の86未満（特定幹部職員にあっては、100分の101以上100分の111未満）                                                                                                                                                                                                                                                     |  |                                                                                            |
| (3) 勤務成績が良好な職員 100分の71（特定幹部職員にあっては、100分の91）                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |                                                                                            |
| (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の71未満（特定幹部職員にあっては、100分の91未満）                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |                                                                                            |
| 第24条の4中第12項を第14項とし、第11項の次に次の2項を加える。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |                                                                                            |
| 12 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。                                                                                                                                                                                                                 |  |                                                                                            |
| (1) 勤務成績が優秀な職員 6月に支給する場合においては100分の35超（特定幹部職員にあっては、100分の45超）、12月に支給する場合においては100分の40超（特定幹部職員にあっては、100分の50超）                                                                                                                                                                                                                 |  |                                                                                            |
| (2) 勤務成績が良好な職員 6月に支給する場合においては100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合においては100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）                                                                                                                                                                                                                     |  |                                                                                            |
| (3) 勤務成績が良好でない職員 6月に支給する場合においては100分の35未満（特定幹部職員にあっては、100分の45未満）、12月に支給する場合においては100分の40未満                                                                                                                                                                                                                                  |  |                                                                                            |

- （特定幹部職員にあっては、100分の50未満）
- 13 前2項に定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項については、道職員の例による。
- 第26条第2項及び第3項中「調整手当及び住居手当並びに」を「地域手当、住居手当、」に改め、同条第4項中「調整手当」を「地域手当」に改める。
- 附則に次の4項を加える。
- 16 給料月額は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、第3条から第5条までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、手当の額及び第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第3条から第5条までの規定により定められる額とする。
- 17 管理職手当の月額は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、第7条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の80を乗じて得た額とする。ただし、地域手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。
- 18 平成18年6月から平成19年12月までの期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額については、第24条第7項（第24条の4第5項の規定により準用する場合を含む。）中「職務の級が3

級以上である職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して管理者が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額（管理職手当に係る支給区分が1種若しくは2種の職又は3種の職で管理者が定めるものを占める職員のうち、職務の級が7級以上である職員にあっては、その額に1種の職を占める職員については給料月額に100分の25、2種の職を占める職員については給料月額に100分の15、その他の職員については給料月額に100分の10の割合を乗じて得た額を加算した額）」とあるのは、「管理職手当に係る支給区分が1種若しくは2種の職又は3種の職で管理者が定めるものを占める職員のうち、職務の級が7級以上の職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に1種の職を占める職員については給料月額に100分の25、2種の職を占める職員については給料月額に100分の15、その他の職員については給料月額に100分の10の割合を乗じて得た額」とする。

19 前項の規定により読み替えられた第24条第7項の規定の適用を受けることとなる職員の平成18年6月から平成19年12月までの期末手当及び勤勉手当の額は、同条第3項及び第4項並びに第24条の4第3項の規定にかかわらず、これらの規定による額に100分の95を乗じて得た額とする。

別表第1から別表第2までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

| 職員の区分 | 職務の級<br>号俸 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     | 5 級     | 6 級     | 7 級     | 8 級     | 9 級     | 10 級    |
|-------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       |            | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
|       |            | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
|       | 1          | 134,000 | 183,800 | 221,100 | 262,300 | 289,700 | 321,100 | 367,200 | 414,800 | 468,700 | 534,200 |
|       | 2          | 135,100 | 185,600 | 223,000 | 264,400 | 292,000 | 323,400 | 369,800 | 417,300 | 471,800 | 537,400 |
|       | 3          | 136,200 | 187,400 | 224,900 | 266,500 | 294,300 | 325,700 | 372,400 | 419,800 | 474,900 | 540,600 |
|       | 4          | 137,300 | 189,200 | 226,800 | 268,600 | 296,600 | 328,000 | 375,000 | 422,300 | 478,000 | 543,800 |
|       | 5          | 138,400 | 190,800 | 228,600 | 270,700 | 298,700 | 330,300 | 377,600 | 424,600 | 481,100 | 547,000 |
|       | 6          | 139,500 | 192,600 | 230,600 | 272,800 | 301,000 | 332,500 | 380,200 | 427,000 | 484,200 | 549,500 |
|       | 7          | 140,600 | 194,400 | 232,600 | 274,900 | 303,300 | 334,700 | 382,800 | 429,400 | 487,300 | 552,000 |
|       | 8          | 141,700 | 196,200 | 234,600 | 277,000 | 305,600 | 336,900 | 385,400 | 431,800 | 490,400 | 554,500 |
|       | 9          | 142,800 | 198,000 | 236,600 | 279,100 | 307,800 | 339,200 | 388,000 | 434,100 | 493,400 | 557,000 |
|       | 10         | 144,100 | 199,800 | 238,600 | 281,200 | 310,100 | 341,400 | 390,700 | 436,400 | 496,500 | 558,900 |
|       | 11         | 145,400 | 201,600 | 240,600 | 283,300 | 312,400 | 343,600 | 393,400 | 438,700 | 499,600 | 560,800 |
|       | 12         | 146,700 | 203,400 | 242,600 | 285,400 | 314,700 | 345,800 | 396,100 | 441,000 | 502,700 | 562,700 |
|       | 13         | 148,000 | 205,000 | 244,600 | 287,500 | 316,900 | 347,800 | 398,700 | 443,200 | 505,700 | 564,500 |
|       | 14         | 149,500 | 206,900 | 246,600 | 289,600 | 319,100 | 349,900 | 401,100 | 445,200 | 508,100 | 566,000 |
|       | 15         | 151,000 | 208,800 | 248,600 | 291,700 | 321,300 | 352,000 | 403,500 | 447,200 | 510,500 | 567,500 |
|       | 16         | 152,500 | 210,700 | 250,600 | 293,800 | 323,500 | 354,100 | 405,900 | 449,200 | 512,900 | 569,000 |

|    |    |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|----|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|    | 17 | 153,800 | 212,600 | 252,600 | 295,900 | 325,700 | 356,300 | 408,200 | 451,200 | 515,400 | 570,500 |
|    | 18 | 155,300 | 214,600 | 254,600 | 298,000 | 327,800 | 358,300 | 410,300 | 453,000 | 516,900 | 571,700 |
|    | 19 | 156,800 | 216,600 | 256,600 | 300,100 | 329,900 | 360,300 | 412,400 | 454,800 | 518,400 | 572,900 |
|    | 20 | 158,300 | 218,600 | 258,600 | 302,200 | 332,000 | 362,300 | 414,500 | 456,600 | 519,900 | 574,100 |
|    | 21 | 159,700 | 220,400 | 260,500 | 304,300 | 334,100 | 364,400 | 416,600 | 458,400 | 521,200 | 575,300 |
|    | 22 | 162,300 | 222,400 | 262,400 | 306,400 | 336,200 | 366,400 | 418,600 | 459,900 | 522,700 |         |
|    | 23 | 164,900 | 224,400 | 264,300 | 308,500 | 338,300 | 368,400 | 420,600 | 461,400 | 524,200 |         |
|    | 24 | 167,500 | 226,400 | 266,200 | 310,600 | 340,400 | 370,400 | 422,600 | 462,900 | 525,700 |         |
|    | 25 | 170,200 | 228,300 | 268,200 | 312,600 | 342,300 | 372,500 | 424,700 | 464,400 | 527,000 |         |
|    | 26 | 171,900 | 230,200 | 270,100 | 314,700 | 344,300 | 374,500 | 426,300 | 465,800 | 528,200 |         |
|    | 27 | 173,600 | 232,100 | 272,000 | 316,800 | 346,300 | 376,500 | 427,900 | 467,200 | 529,400 |         |
|    | 28 | 175,300 | 234,000 | 273,900 | 318,900 | 348,300 | 378,500 | 429,500 | 468,600 | 530,600 |         |
|    | 29 | 176,800 | 235,700 | 275,800 | 320,900 | 350,200 | 380,500 | 431,200 | 469,800 | 531,800 |         |
|    | 30 | 178,600 | 237,300 | 277,700 | 323,000 | 352,100 | 382,400 | 432,500 | 470,600 | 532,700 |         |
|    | 31 | 180,400 | 238,900 | 279,600 | 325,100 | 354,000 | 384,300 | 433,800 | 471,400 | 533,600 |         |
|    | 32 | 182,200 | 240,500 | 281,500 | 327,200 | 355,900 | 386,200 | 435,100 | 472,200 | 534,500 |         |
|    | 33 | 183,800 | 242,100 | 283,200 | 329,100 | 357,800 | 388,000 | 436,400 | 473,000 | 535,400 |         |
|    | 34 | 185,300 | 243,700 | 285,100 | 331,200 | 359,600 | 389,700 | 437,700 | 473,800 | 536,300 |         |
|    | 35 | 186,800 | 245,300 | 287,000 | 333,300 | 361,400 | 391,400 | 439,000 | 474,600 | 537,200 |         |
|    | 36 | 188,300 | 246,900 | 288,900 | 335,400 | 363,200 | 393,100 | 440,300 | 475,400 | 538,100 |         |
|    | 37 | 189,600 | 248,400 | 290,600 | 337,300 | 365,100 | 394,800 | 441,600 | 476,200 | 539,000 |         |
|    | 38 | 190,900 | 250,000 | 292,400 | 339,300 | 366,600 | 396,000 | 442,500 | 477,000 | 539,900 |         |
|    | 39 | 192,200 | 251,600 | 294,200 | 341,300 | 368,100 | 397,200 | 443,400 | 477,800 | 540,800 |         |
|    | 40 | 193,500 | 253,200 | 296,000 | 343,300 | 369,600 | 398,400 | 444,300 | 478,600 | 541,700 |         |
|    | 41 | 194,900 | 254,600 | 297,900 | 345,200 | 371,100 | 399,600 | 445,100 | 479,400 | 542,600 |         |
|    | 42 | 196,200 | 256,000 | 299,600 | 347,100 | 372,300 | 400,800 | 445,900 | 480,200 | 543,500 |         |
|    | 43 | 197,500 | 257,400 | 301,300 | 349,000 | 373,500 | 402,000 | 446,700 | 481,000 | 544,400 |         |
|    | 44 | 198,800 | 258,800 | 303,000 | 350,900 | 374,700 | 403,200 | 447,500 | 481,800 | 545,300 |         |
|    | 45 | 200,000 | 260,100 | 304,700 | 352,800 | 375,700 | 404,200 | 448,300 | 482,600 | 546,200 |         |
|    | 46 | 201,300 | 261,500 | 306,400 | 354,400 | 376,600 | 404,900 | 449,100 |         |         |         |
|    | 47 | 202,600 | 262,900 | 308,100 | 356,000 | 377,500 | 405,600 | 449,900 |         |         |         |
|    | 48 | 203,900 | 264,300 | 309,800 | 357,600 | 378,400 | 406,300 | 450,700 |         |         |         |
|    | 49 | 205,100 | 265,600 | 311,300 | 359,300 | 379,400 | 407,100 | 451,300 |         |         |         |
|    | 50 | 206,300 | 266,900 | 312,900 | 360,500 | 380,200 | 407,800 | 452,100 |         |         |         |
|    | 51 | 207,500 | 268,200 | 314,500 | 361,700 | 381,000 | 408,500 | 452,900 |         |         |         |
|    | 52 | 208,700 | 269,500 | 316,100 | 362,900 | 381,800 | 409,200 | 453,700 |         |         |         |
|    | 53 | 210,000 | 270,600 | 317,800 | 363,900 | 382,700 | 410,000 | 454,300 |         |         |         |
|    | 54 | 211,100 | 271,900 | 319,400 | 365,000 | 383,400 | 410,700 |         |         |         |         |
|    | 55 | 212,200 | 273,200 | 321,000 | 366,100 | 384,100 | 411,400 |         |         |         |         |
|    | 56 | 213,300 | 274,500 | 322,600 | 367,200 | 384,800 | 412,100 |         |         |         |         |
|    | 57 | 214,400 | 275,700 | 324,100 | 368,100 | 385,500 | 412,800 |         |         |         |         |
|    | 58 | 215,500 | 276,800 | 325,300 | 368,800 | 386,200 | 413,500 |         |         |         |         |
|    | 59 | 216,600 | 277,900 | 326,500 | 369,500 | 386,900 | 414,200 |         |         |         |         |
| 再任 | 60 | 217,700 | 279,000 | 327,700 | 370,200 | 387,600 | 414,900 |         |         |         |         |
| 用職 | 61 | 218,800 | 280,200 | 328,800 | 370,800 | 388,100 | 415,500 |         |         |         |         |

|           |     |         |         |         |         |         |         |
|-----------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 員以外<br>職員 | 62  | 219,900 | 281,200 | 329,800 | 371,500 | 388,800 | 416,200 |
|           | 63  | 221,000 | 282,200 | 330,800 | 372,200 | 389,500 | 416,900 |
|           | 64  | 222,100 | 283,200 | 331,800 | 372,900 | 390,200 | 417,600 |
|           | 65  | 223,000 | 284,200 | 332,700 | 373,400 | 390,700 | 418,100 |
|           | 66  | 224,100 | 285,100 | 333,500 | 374,100 | 391,400 | 418,800 |
|           | 67  | 225,200 | 286,000 | 334,300 | 374,800 | 392,100 | 419,500 |
|           | 68  | 226,300 | 286,900 | 335,100 | 375,500 | 392,800 | 420,200 |
|           | 69  | 227,300 | 287,900 | 336,000 | 376,000 | 393,300 | 420,700 |
|           | 70  | 228,100 | 288,700 | 336,700 | 376,700 | 394,000 | 421,400 |
|           | 71  | 228,900 | 289,500 | 337,400 | 377,400 | 394,700 | 422,100 |
|           | 72  | 229,700 | 290,300 | 338,100 | 378,100 | 395,400 | 422,800 |
|           | 73  | 230,500 | 291,100 | 338,600 | 378,600 | 395,900 | 423,300 |
|           | 74  | 231,200 | 291,600 | 339,200 | 379,300 | 396,600 | 424,000 |
|           | 75  | 231,900 | 292,100 | 339,800 | 380,000 | 397,300 | 424,700 |
|           | 76  | 232,600 | 292,600 | 340,400 | 380,700 | 398,000 | 425,400 |
|           | 77  | 233,400 | 293,000 | 340,800 | 381,200 | 398,500 | 425,900 |
|           | 78  | 234,200 | 293,400 | 341,300 | 381,800 | 399,200 |         |
|           | 79  | 235,000 | 293,800 | 341,800 | 382,400 | 399,900 |         |
|           | 80  | 235,800 | 294,200 | 342,300 | 383,000 | 400,600 |         |
|           | 81  | 236,500 | 294,500 | 342,800 | 383,700 | 401,100 |         |
|           | 82  | 237,200 | 294,900 | 343,300 | 384,300 | 401,800 |         |
|           | 83  | 237,900 | 295,300 | 343,800 | 384,900 | 402,500 |         |
|           | 84  | 238,600 | 295,700 | 344,300 | 385,500 | 403,200 |         |
|           | 85  | 239,400 | 296,000 | 344,800 | 386,200 | 403,700 |         |
|           | 86  | 240,100 | 296,400 | 345,300 | 386,800 |         |         |
|           | 87  | 240,800 | 296,800 | 345,800 | 387,400 |         |         |
|           | 88  | 241,500 | 297,200 | 346,300 | 388,000 |         |         |
|           | 89  | 242,300 | 297,500 | 346,700 | 388,700 |         |         |
|           | 90  | 242,800 | 297,900 | 347,200 | 389,300 |         |         |
|           | 91  | 243,300 | 298,300 | 347,700 | 389,900 |         |         |
|           | 92  | 243,800 | 298,700 | 348,200 | 390,500 |         |         |
|           | 93  | 244,100 | 298,900 | 348,500 | 391,200 |         |         |
|           | 94  |         | 299,300 | 349,000 | 391,800 |         |         |
|           | 95  |         | 299,700 | 349,500 | 392,400 |         |         |
|           | 96  |         | 300,100 | 350,000 | 393,000 |         |         |
|           | 97  |         | 300,300 | 350,300 | 393,700 |         |         |
|           | 98  |         | 300,700 | 350,800 |         |         |         |
|           | 99  |         | 301,100 | 351,300 |         |         |         |
|           | 100 |         | 301,500 | 351,800 |         |         |         |
|           | 101 |         | 301,700 | 352,100 |         |         |         |
|           | 102 |         | 302,100 | 352,500 |         |         |         |
|           | 103 |         | 302,500 | 352,900 |         |         |         |
|           | 104 |         | 302,900 | 353,300 |         |         |         |
|           | 105 |         | 303,100 | 353,800 |         |         |         |
|           | 106 |         | 303,500 |         |         |         |         |

|       |     |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|-------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       | 107 |         | 303,900 |         |         |         |         |         |         |         |         |
|       | 108 |         | 304,300 |         |         |         |         |         |         |         |         |
|       | 109 |         | 304,500 |         |         |         |         |         |         |         |         |
|       | 110 |         | 304,900 |         |         |         |         |         |         |         |         |
|       | 111 |         | 305,300 |         |         |         |         |         |         |         |         |
|       | 112 |         | 305,700 |         |         |         |         |         |         |         |         |
|       | 113 |         | 305,900 |         |         |         |         |         |         |         |         |
|       | 114 |         | 306,300 |         |         |         |         |         |         |         |         |
|       | 115 |         | 306,700 |         |         |         |         |         |         |         |         |
|       | 116 |         | 307,100 |         |         |         |         |         |         |         |         |
|       | 117 |         | 307,300 |         |         |         |         |         |         |         |         |
|       | 118 |         | 307,600 |         |         |         |         |         |         |         |         |
|       | 119 |         | 307,900 |         |         |         |         |         |         |         |         |
|       | 120 |         | 308,200 |         |         |         |         |         |         |         |         |
|       | 121 |         | 308,600 |         |         |         |         |         |         |         |         |
|       | 122 |         | 308,900 |         |         |         |         |         |         |         |         |
|       | 123 |         | 309,200 |         |         |         |         |         |         |         |         |
|       | 124 |         | 309,500 |         |         |         |         |         |         |         |         |
|       | 125 |         | 309,900 |         |         |         |         |         |         |         |         |
| 再任用職員 |     | 186,800 | 214,600 | 259,000 | 279,400 | 295,000 | 321,100 | 364,600 | 399,000 | 451,600 | 534,200 |

別表第 1 の 2（第 3 条関係）

| 号俸 | 給料月額    |
|----|---------|
|    | 円       |
| 1  | 376,000 |
| 2  | 426,000 |
| 3  | 479,000 |
| 4  | 545,000 |
| 5  | 622,000 |
| 6  | 728,000 |
| 7  | 852,000 |

別表第 2（第 4 条関係）

行政職給料表級別標準職務表

| 職務の級 | 標準的な職務      |
|------|-------------|
| 1 級  | 定型的な業務を行う職務 |

|     |                                                                                                                                                                    |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 級 | 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務                                                                                                                                             |
| 3 級 | 1 本局の主査の職務<br>2 工業用水道管理事務所の次長又は係長の職務<br>3 発電管理事務所の次長又は係長の職務<br>4 相当困難な業務を処理する指導主任の職務<br>5 困難な業務を処理する主任の職務                                                          |
| 4 級 | 1 本局の困難な業務を処理する主査の職務<br>2 工業用水道管理事務所の困難な業務を処理する次長又は特に困難な業務を処理する係長の職務<br>3 発電管理事務所の困難な業務を処理する次長又は特に困難な業務を処理する係長の職務<br>4 特に困難な業務を処理する指導主任の職務<br>5 極めて困難な業務を処理する主任の職務 |
| 5 級 | 1 主幹又は主任技師の職務<br>2 本局の特に困難な業務を処理する主査の職務<br>3 工業用水道管理事務所の所長、特に困難な業務を処理する次長又は極めて困難な業務を処理する係長の職務<br>4 発電管理事務所の所長、特に困難な業務を処理する次長                                       |

|     |                                                                                                       |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 又は極めて困難な業務を処理する係長の職務<br>5 極めて困難な業務を処理する指導主任の職務                                                        |
| 6 級 | 1 困難な業務を処理する主幹又は主任技師の職務<br>2 工業用水道管理事務所の困難な業務を処理する所長の職務<br>3 発電管理事務所の困難な業務を処理する所長又は極めて困難な業務を処理する次長の職務 |
| 7 級 | 1 課長又は参事の職務<br>2 発電管理事務所の特に困難な業務を処理する所長の職務                                                            |
| 8 級 | 局次長又は困難な業務を処理する課長若しくは参事の職務                                                                            |
| 9 級 | 局長又は困難な業務を処理する局次長の職務                                                                                  |

別記第 3 号様式を次のように改める。

別記第 3 号様式 削除

別記第 8 号様式を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置等）

2 この規程の施行に伴う給与の切替えその他の経過措置等については、北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第11号）の例による。

（北海道企業職員退職手当規程の一部改正）

3 北海道企業職員退職手当規程（昭和42年北海道企業局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附則第 8 項中「北海道企業職員給与規程附則第14項」を「北海道企業職員給与規程附則第16項」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される企業職員の処遇等に関する規程の一部改正）

4 外国の地方公共団体の機関等に派遣される企業職員の処遇等に関する規程（昭和63年北海道企業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

（公益法人等への企業職員の派遣等に関する規程の一部改正）

5 公益法人等への企業職員の派遣等に関する規程（平成13年北海道企業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

北海道企業管理規程第 4 号

北海道企業職員退職手当規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年 3 月31日

北海道公営企業管理者 梶 本 孝 博

北海道企業職員退職手当規程の一部を改正する規程

北海道企業職員退職手当規程（昭和42年北海道企業局管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「25年以上勤続した者の退職又は負傷若しくは疾病（以下「傷病」という。）若しくは」を「11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は疾病（以下「傷病」という。）による退職及び」に、「及び」を「並びに」に、「退職又は死亡」を「退職及び死亡」に改める。

第 2 条の 2 中「から第 5 条まで」を「及び第 7 条の 5」に、「及び」を「並びに」に改める。

第 2 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（一般の退職手当）

第 2 条の 3 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第 6 条まで及び第 7 条から第 7 条の 3 までの規定により計算した退職手当の基本額に、第 7 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第 3 条の見出しを「（自己都合による退職等の場合の退職手当の基本額）」に改め、同条第 1 項中「第 5 条第 1 項若しくは第 2 項」を「第 5 条」に、「の額」を「の基本額」に、「定める」を「掲げる」に改め、同項第 2 号中「20年」を「15年」に改め、同項第 3 号中「21年以上24年」を「16年以上20年」に、「100分の120」を「100分の160」に改め、同項に次の 3 号を加える。

(4) 21年以上25年以下の期間については、1 年につき100分の200

(5) 26年以上30年以下の期間については、1 年につき100分の160

(6) 31年以上の期間については、1 年につき100分の120

第 3 条第 2 項中「のうち」の次に「、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病に限る。次条第 2 項及び第 5 条において同じ。）又は死亡によらず、」を加え、「の額」を「の基本額」に、「は、同項」を「は、前項」に改め、同項第 1 号中「5 年」を「10 年」に改め、同項第 2 号中「6 年以上10 年」を「11 年以上15 年」に、「100 分の 75」を「100 分の 80」に改め、同項第 3 号中「11 年」を「16 年」に、「100 分の 80」を「100 分の 90」に改める。

第 4 条の見出しを「（11 年以上25 年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本

額)」に改め、同条第1項中「25年以上勤続して退職した者（次条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）、20年」を「11年」に、「限る。）」又は」の次に「25年未満の期間勤続し、」を加え、「の額」を「の基本額」に改め、「給料月額」の次に「（以下「退職日給料月額」という。）」を加え、「定める」を「掲げる」に改め、同項第2号中「20年」を「15年」に改め、同項第3号中「21年以上30年」を「16年以上24年」に、「100分の150」を「100分の200」に改め、同項第4号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

第5条に見出しとして「（整理退職等の場合の退職手当の基本額）」を付し、同条第1項中「受けて退職した者」の次に「若しくは勤務公署の移転により退職した者」を加え、「額は、退職の日におけるその者の給料月額」を「基本額は、退職日給料月額」に、「定める」を「掲げる」に改め、同項第2号中「20年」を「25年」に改め、同項第3号中「21年以上30年」を「26年以上34年」に改め、同項第4号中「31年」を「35年」に、「100分の150」を「100分の105」に改め、同条第2項中「（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）」を削り、「者（前項）を「もの（同項）に、「額」を「基本額」に改め、同条第3項から第5項までを削る。

第5条の2の見出し中「退職手当」の次に「の基本額」を加え、同条中「前条第1項の規定に該当する」を「第5条第1項に規定する」に、「を除く」を「及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が管理者の承認を得たものを除く」に、「同項の」を「同項及び前条第1項の」に、「同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」を「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるもの」に改め、同条に次の表を加える。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句                                                                                 |
|---------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 第5条第1項  | 退職日給料月額   | 退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額 |

|              |             |                                                                                                                           |
|--------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第5条の2第1項第1号  | 及び特定減額前給料月額 | 並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額                            |
| 第5条の2第1項第2号  | 退職日給料月額に、   | 退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、                                 |
| 第5条の2第1項第2号イ | 前号に掲げる額     | その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額 |

第5条の2を第5条の3とし、第5条の次に次の1条を加える。  
（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

**第5条の2** 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第11条第5項、第12条第3項又は第17条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、職員としての引き続いた在職期間及び北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）第5条の2第2項各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同条例第5項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第12条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、同条例の適用を受ける者、第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は同条例第7条第5項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

第7条の見出し中「退職手当」の次に「の基本額」を加え、同条中「第5条の2」を「第5条」に、「の額」を「の基本額」に、「、職員の退職の日における給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条の次に次の4条を加える。

**第7条の2** 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 特定減額前給料月額に第5条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

**第7条の3** 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句  | 読み替える字句                                                |
|---------|------------|--------------------------------------------------------|
| 第7条     | 第3条から第5条まで | 第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条                                |
|         | 退職日給料月額    | 退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年 |

|          |              |                                                                                             |
|----------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |              | 齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額                                                           |
|          | これらの         | 第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の                                                                    |
| 第7条の2    | 第5条の2第1項の    | 第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の                                                               |
|          | 同項第2号イ       | 第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ                                                                  |
|          | 同項の          | 同条の規定により読み替えて適用する同項の                                                                        |
| 第7条の2第1号 | 特定減額前給料月額    | 特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額 |
| 第7条の2第2号 | 特定減額前給料月額    | 特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額 |
|          | 第5条の2第1項第2号イ | 第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ                                                            |
|          | 及び退職日給料月額    | 並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額  |
|          | 当該割合         | 当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合                                                             |

（退職手当の調整額）

**第7条の4** 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第27条の規定による休職、法第28条の規定によ

る休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、法第29条の規定による停職又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち管理者が定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 7万9,200円
- (2) 第2号区分 6万2,500円
- (3) 第3号区分 5万4,150円
- (4) 第4号区分 5万円
- (5) 第5号区分 4万5,850円
- (6) 第6号区分 4万1,700円
- (7) 第7号区分 3万3,350円
- (8) 第8号区分 2万5,000円
- (9) 第9号区分 2万850円
- (10) 第10号区分 1万6,700円
- (11) 第11号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に北海道職員等の退職手当に関する条例第5条の2第2項に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、管理者が定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、管理者が定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの（次号に掲げる者を除く。） 第1項第1号から第9号まで又は第11号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第10号に掲げる職員の区分にあっては零として、同項の規定を適用して計算した額
- (2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必

要な事項は、管理者が定める。

（一般の退職手当の額に係る特例）

**第7条の5** 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の3、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、給与規程の規定により給与が給料、扶養手当及び地域手当に区分して支給される職員については給与規程に規定する給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいい、その他の職員についてはこの基本給月額に準じて管理者が定める額をいう。

第8条第4項を次のように改める。

4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかった期間については、その月数及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）については、その月数の3分の1に相当する月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

第8条第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同条第7項中「前6項」を「前各項」に、「第4条」を「第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）」、第4条第1項に、「規定による退職手当」を「規定により退職手当の基本額」に改め、同条第8項中「第5条第3項又は第14条の規定による」を「前条又は第14条の規定により」に改め、同条第9項中「による」を「により」に、「前8項」を「前各項」に、「端数は、」を「端数は」に改める。

第12条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 一般の退職手当のうち、第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- (1) 第3条第1項及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者で勤続期間が9年以下のもの
- (2) その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で管理者が定めるも

の

第16条第3項中「在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第16条の3第1項において同じ。）」を「基礎在職期間」に改める。

第16条の2第1項及び第5項並びに第16条の3第1項中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

附則に次の2項を加える。

9 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間において、15年以上勤続して退職した者（定年が年齢60年であるもので、かつ、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が管理者の承認を得たものに限る。）で退職の日における年齢が45年以上55年以下であるものに対する退職手当の基本額については、第4条第1項、第5条の2及び第5条の3の規定にかかわらず、第5条第1項中「退職日給料月額」とあるのは、退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が10年を超える場合は、10年）1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額」と、第5条の2第1項第1号中「及び特定減額前給料月額」とあるのは「並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が10年を超える場合は、10年）1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額」と、同項第2号中「退職日給料月額に、」とあるのは「退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が100分の3を乗じて得た額の合計額に、」と、同号イ中「前号に掲げる額」とあるのは「その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職した者とし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額」として、第5条第1項又は第5条の2第1項の規定を適用する。

10 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定（平成18年3月31日以前に行われた給料月額の減額改定で管理者が定める者を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第7条の5第2項に規定する給与規程の規定により給与が給料、扶養手当及び地域手当に区分して支給される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして管理者の定めるものについては、この限りでない。

## 附 則

- この規程は、平成18年4月1日から施行する。  
（経過措置等）
- この規程の施行に伴う経過措置等については、道職員の例による。  
（外国の地方公共団体の機関等に派遣される企業職員の処遇等に関する規程の一部改正）
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される企業職員の処遇等に関する規程の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

- 派遣職員に関する北海道企業職員退職手当規程第7条の4第1項及び第8条第4項の規定の適用については、派遣の期間は、同規程第7条第4項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。  
（公益法人等への企業職員の派遣等に関する規程）
- 公益法人等への企業職員の派遣等に関する規程の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第5条第1項及び第8条第4項」を「第4条第2項、第5条第1項及び第7条の4第1項」に、「第5条第2項及び第8条第4項」を「第4条第2項、第5条第2項及び第6条の4第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 派遣職員に関する退職手当規程第7条の4第1項及び第8条第4項の適用については、職員派遣の期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する育児休業の期間を除く。）は、退職手当規程第7条の4第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

第8条中「第5条第1項及び第8条第4項」を「第4条第2項、第5条第1項及び第7条の4第1項」に、「第5条第2項及び第8条第4項」を「第4条第2項、第5条第2項及び第7条の4第1項」に改める。

## 北海道企業管理規程第5号

北海道企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

北海道公営企業管理者 梶 本 孝 博

北海道企業局組織規程の一部を改正する規程

北海道企業局組織規程（昭和39年北海道企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項第1号の表副参与の項の次に次のように加える。

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 専門参事 | 上司の命を受け、特命の企画等に関する事務に従事する。 |
|------|----------------------------|

附 則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

---

